

長崎市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A (平成28年12月27日版)

※平成30年10月1日一部改正

注)このQ&Aは、現時点での長崎市の考えを示すものです。国の通知等により修正や変更をする場合がありますので、ご了承ください。

長崎市福祉部 ○高齢者すこやか支援課
【問い合わせ先 電話番号(直通)095-829-1146】
○福祉総務課
【問い合わせ先 電話番号(直通)095-829-1161】

問1【通所】事業対象者のミニデイサービスの利用回数について、「月5回」までと「月10回まで」と資料に記載があるが、利用回数はどのように決まるのか。基本チェックリストの判定結果によるものか。

ケアマネジメントのなかで、利用者の状態や本人が希望するサービス等を踏まえ、介護予防の視点で利用するサービス及び利用回数を決定することとなります。

利用回数については、「月5回」が限度となる方は、ケアマネジメントにより「週1回程度」のサービスの利用が適当と判断された方、「月10回」が限度となる方は、「週2回程度」の利用が適当と判断された方です。

なお、月によっては5週の月があるため、「月5回」又は「月10回」が限度となっており、「週1回程度」のサービスの利用が適当と判断された方は、週2回以上の利用はできません。

(担当) 高齢者すこやか支援課

問2【訪問】生活援助サービスにおける従業員の資格について、市が定める研修は定期的に行われるのか。開催予定日は決まっているのか。また、どのように受講できるのか。

市が定める研修については、定期的の実施予定です。今後の予定については、平成29年度は前期と後期で計2回実施予定としています。開催時期は未定ですが、市への事前の申し込みにより受講が可能です。

(担当) 高齢者すこやか支援課

問3【共通】介護報酬のように、サービス単価は定期的に見直されるのか。

サービス単価については、介護報酬の改定時にあわせて、介護報酬との整合性を勘案しながら検討することになります。

(担当) 高齢者すこやか支援課

問4【共通】平成29年度から長崎市が総合事業を実施するにあたり、事業所の指定の状況はどのようになるのか。また、運営規程はどのように作成したらよいか。

平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を実施するにあたり、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間は、1つの事業所につき、最大で4つのサービスの指定を受け、実施されることになります。例えば、訪問介護事業所が4月1日から緩和サービス（生活援助サービス）の指定を受ける場合、①もともと指定を受けている「訪問介護」、②平成30年3月31日で指定有効期間が終了する「介護予防訪問介護」、③新たに実施される「介護予防訪問介護相当サービス」（みなし指定の場合は指定有効期間は平成30年3月31日で終了）、④事業所が希望した場合に実施される基準を緩和した「生活援助サービス」の最大で4つのサービスが指定を受けた状態で実施されます。したがって、運営規程は、実施するそれぞれのサービスの内容等をふまえたうえで作成する必要があります。運営規程を現行の運営規程と合わせて作成するか、別に作成するかは法人の判断で構いませんが、合わせて作成する場合は、利用料等の規定の文言に留意していただく必要があります。

（担当）福祉総務課

問5【共通】管理者は非常勤でもよいのか。

非常勤の場合は、事業所の営業時間帯において事業所の営業時間に相当する時間の勤務を行う必要があります。例えば、常勤職員の勤務時間が週40時間の通所介護事業所において、ミニデイサービス（営業時間13：00～17：00）を実施する場合、管理者は13：00～17：00までの営業時間帯で営業時間に当たる4時間勤務、つまり営業開始から営業終了時間まで勤務をする必要があります。非常勤を認めているのは、上記のような短時間営業の場合、管理者が週5日勤務したとしても、週20時間勤務となり、非常勤となる場合が想定されるためです。

（担当）福祉総務課

問6【共通】総合事業に係る介護職員処遇改善加算の計画書等はいつ提出したらよいか。

総合事業に係る介護職員処遇改善加算については、指定申請の時に計画書や添付書類等を提出していただく必要はなく、平成29年度の計画書等提出の時期に合わせて、他のサービスと一緒に提出していただいて結構です。ただし、指定申請を行った時点で一旦加算算定の登録を行いますので、指定申請後に計画書が提出され、要件を満たさないことが判明した場合は、加算算定の取消の届出を行っていただく必要があります。

（担当）福祉総務課

問7【共通】現行相当サービスへ移行するにあたり、契約書等はとり直す必要があるか。

基本的には別の事業になりますので、とり直していただく必要があります。ただし、事業所によって記載内容が異なるため、例外もあります。これまでの契約書や重要事項説明書に内容が盛り込まれていれば、とり直す必要はありませんが、利用者への説明は入念にしてください。内容が盛り込まれていない事業所は、作り直していただくか、別に新しいものを作ってください。

(担当) 福祉総務課

問8【共通】平成29年4月1日から全国統一の介護予防訪問介護・介護予防通所介護が各自治体の事業に移行するということだが、市外の要支援の方は引き続き利用可能か。

平成29年4月1日以降の認定の更新を行うまでは、介護予防サービスとしての利用が可能です。認定更新の際に、総合事業へ移行しますので、事業所の指定または更新の手続きが必要となります。

(担当) 福祉総務課

問9【共通】総合事業への移行にあたり、相当サービス（介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス）を行うにはどのような手続きが必要か。

原則、指定を受ける必要があります。

ただし、平成27年4月1日以前に指定を受けた事業所は、平成30年3月31日までみなし指定の対象となりますので、総合事業へ移行する際の手続きは不要ですが、みなし指定の有効期間の満了日までに指定更新の手続きが必要となります。

※市外の方が利用している場合は、他市町村へ指定・更新の手続きが必要となりますので、詳しくは他市町村へお尋ねください。

一方、長崎市外にある事業所に長崎市の被保険者が利用している場合は、長崎市への指定・更新の手続きが必要です。

(担当) 福祉総務課

問10【訪問】生活援助サービスの従業者の「必要数」とは具体的に何人なのか、また、常勤・非常勤の別はどうなるのか。

具体的な人数についての基準は特にありません。また、常勤・非常勤についてもどちらでも構いません。利用者処遇や事業運営に支障が生じないように、適切な人数を配置してください。

(担当) 福祉総務課

H30.10.1改

問11【訪問】 サービス提供責任者と訪問事業責任者の兼務は可能か。

指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護相当サービスと指定生活援助サービスを一体的に行う場合には、兼務が可能です。その場合の配置すべき員数は、指定訪問介護等の利用者数と指定生活援助サービスの利用者数を合算した数に対するサービス提供責任者の員数を満たしているときは、その方が訪問事業責任者を兼務することができます。それ以外の場合には、それぞれサービスごとに必要な員数の配置が必要ですが、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合、訪問事業責任者を兼務することができます。勤務時間を必ずしも案分する必要はありませんが、訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）においてサービス提供責任者の配置基準違反にならないように留意する必要があります。

ただし、兼務する場合もサービス提供責任者・訪問事業責任者それぞれの登録が必要です。届け出ていない職種については、変更後10日以内に変更届の提出が必要です。

(担当) 福祉総務課

問12【訪問】 生活援助サービスについて、介護予防訪問介護相当サービスと同じ事業所で提供可能か。また、生活援助サービスを単独のヘルパー事業所として指定申請できるのか。

いずれも可能です。

(担当) 福祉総務課

問13【通所】 長崎市外の事業所で、長崎市の被保険者を対象にミニデイサービスを開設することは可能か。

当該事業所が長崎市の指定基準を満たしていれば、長崎市からの指定を受けることにより開設することが可能です。

(担当) 福祉総務課

問14【通所】 指定通所リハビリテーションでミニデイサービスを行う場合、同一の部屋で行うことが可能か。

通所介護と同様、同一の部屋等であっても差し支えありませんが、それぞれのサービスを行うためのスペースをパーテーション等で明確に区分することが適当です。なお、この場合は、それぞれの基準を満たす必要があります。

(担当) 福祉総務課